

「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」 1月10日までの提出にご協力を

地域の農業者を代表する「農業委員」は法に定める下記の資格を満たし、毎年作成される「農業委員会委員選挙人名簿」に登載されている農家の方々の選挙により選ばれます。

農業委員会では、毎年1月10日までに農業委員会委員選挙人名簿作成のための申請書を提出していただき、農業委員会で審査を行い1月31日までに、選挙管理委員会に送付することになっています。

昨年、名簿登載された方などには、12月中旬に登載申請書の配布を予定していますが、市外で農地を所有し農業経営を行っている方や、平成17年になってから相続などで新たに農地を所有することになった方など、農業経営状況の把握が難しい場合には登載申請書が配布されないこともあります。

もし、登載申請書がお手元に届かない場合、農業委員会事務局までお申し出ください。

なお、耕作の業務を営んでいても、選挙人名簿に登載されていなければ投票することができませんので、申請忘れのないようご協力をお願いします。

名簿に記載される方の資格

- ①いなべ市内に住所を有する方
- ②年齢が満20歳以上（昭和61年4月1日以前生まれ）の方
- ③10アール（1,000m²）以上の農地を耕作する農業経営者
- ④③の方の同居の親族またはその配偶者で年間60日以上農業に従事されている方

自治会加入の方には、登載申請書の配布・回収を自治会長さんをお願いしてありますので、各自治会長さんの指示に従ってください。

市役所への提出締切日は、平成18年1月10日（火）までです。

問い合わせ先……いなべ市農業委員会事務局 ☎46-6312 FAX46-6319
いなべ市選挙管理委員会事務局 ☎74-5801 FAX74-5800

いなべ市在住の戦没者のご遺族のみなさんへ 第8回特別弔慰金請求手続きについて

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が支給されます。

今回、いなべ市に資料がある方に通知しましたが、最近、いなべ市に住所を移された遺族の方、遺族なのに通知が来ないと思われる方は一度お問い合わせください。

1 支給対象者

平成17年4月1日に、公務扶助料（恩給法）、遺族年金（戦傷病者戦没者遺族援護法）等を受ける方（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に特別弔慰金が支給されます。

3 支給内容

額面40万円記名国債（10年償還）

4 請求期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

5 請求窓口

大安庁舎 福祉総務課 ☎78-3563
員弁庁舎 総合窓口課 ☎74-5805
北勢庁舎 総合窓口課 ☎72-3511
藤原庁舎 総合窓口課 ☎46-6300

2 支給順位

- ①戦没者の妻（戦没者の遺族と再婚した人など）
- ②戦没者の子
- ③戦没者が死亡当時 生計関係を有していた兄弟姉妹（その後、婚姻、養子縁組等で姓が変わった方は順位が下がることがあります。）
- ④戦没者が死亡当時 戦没者と生計関係がなかったり、戦没者が死亡後に姓が変わった兄弟姉妹。
- ⑤1～4に該当遺族が無い場合、戦没者の死亡当時まで一年以上生計関係のあった三親等内の親族（おじ、おば、甥、姪、兄嫁など）

問い合わせ先……大安庁舎 福祉総務課 ☎78-3563 FAX78-1114